

B-1. 業務機能

1 業務機能要件

業務システムが実装しなければならない業務機能要件は、「B-2.業務機能要件表」を参照すること。

2 帳票

(1) 公印

(ア) 発行する証明書等には、必要に応じて公印を印刷できること。

(イ) 印刷できる電子公印は、市長及び市長職務代理者の印影とし、それぞれ適切な帳票に印刷すること。

(ウ) 市長等が不在または職務を執行できなくなった場合には、その職氏名及び印影を速やかに職務代理者に変更できることとし、その費用と、市長が復帰後に職氏名と印影を復旧する費用を見積りに含めること。

(エ) 印影は印刷する部署によらず同一とする。

3 社会保障・税番号制度

この業務は、社会保障・税番号制度に基づく個人番号を利用することは認められてない。

4 情報の履歴

(1) 履歴の保持期間

(ア) 情報の履歴は、法令に定められた期間のとおり保持することとし、期間が過ぎたものは削除できること。

5 住登外

(ア) 本書において、業務上必要な個人情報のうち、石巻市の住民基本台帳に記録されていない者を住登外という。

(イ) 住登外の管理は自システム内で完結すること。